川崎市土橋保育園

こども未来局
保育・子育て推進部

令和7年度

一時預かり保育のご案内

令和7年4月

土橋保育園では、保護者の方の就労や就学、病気、ケガ、その他家庭での保育が緊急・一時的に難しい場合に必要な期間利用できる一時預かり保育を実施します。

項目	内容	
対象児	市内在住の5か月～就学前の児童で保育の必要な児童 原則、保育所などに通われていないお子さんです。	
利用区分	**非定型的保育** 保護者の就労、就学などの理由による利用 （原則、週3日まで）	**緊急・一時保育** ・保護者が週1日程度の就労や就学などの理由による利用（週1日程度） ・保護者が傷病、入院などの理由による利用（週1日程度または同一月内で連続して14日まで） ・保護者が育児などに伴う負担解消などを図る必要があると認められた場合（週1回程度または同一月内で連続して14日まで）
定員	一日あたり10人（この内1歳未満児の利用は原則、2人まで）	
利用日時	月曜日～金曜日の8:30～17:00　（国民の祝日及び年末年始は除く）	
利用料金	1歳未満児　2,900円／1日 3歳未満児　2,500円／1日 3歳以上児　1,500円／1日 ※上記年齢区分は4月1日の満年齢によります。ただし1歳未満児については1歳の誕生日前日まで。 ※利用料金はご家庭の状況に応じて減免の制度があります。（裏面をご参照ください） 給食・おやつをご利用の場合は別途1日300円が必要となります。	
申込方法 登録	★初めて利用する方は 「新規登録」が必要です。 ＊登録は入力フォームまたは窓口で URL: https://logoform.jp/form/FUQz/289190	**利用予約が決まったら ⇒** 【土橋保育園一時預かり事業ホームページ】から利用申請をすることができます。新規登録と同時申請することもできます。
申込方法 利用申込	★申込開始日は **入力フォームからの申込みのみとなります。** ＊当日の電話・来所での受付けは行いません。 【申込開始日】 令和7年 7月～ 9月の利用　⇒ 5月1日(木) 9:00～17:00 令和7年10月～12月の利用 ⇒ 8月1日(金) 9:00～17:00 令和8年 1月～ 3月の利用　⇒ 11月4日(火) 9:00～17:00 令和8年 4月～ 6月の利用　⇒ 2月2日(月) 9:00～17:00 【申込開始日は**抽選**で仮予約申し込み手続きをし、受付順番を決めます。】 2日目以降は、電話または直接来所して、お申し込みください。 初日に申し込まれた方の抽選順位の後に、2日目以降の方の順番となります。 利用希望者が重なった場合、申込初日で満員となることもありますので、ご了承ください。 お申し込みの前に必ず、川崎市ホームページで内容のご確認をお願いいたします。	

★ 利用の流れ

1 登録

○ 初めての利用の前に、インターネット入力フォームで基本情報の登録をします。

2 利用日の確認（仮予約）

○ 申込開始日以降であれば、仮予約ができます。

3 利用申請及び面談

○ 利用日が決まりましたら、インターネット入力フォームにて利用申請をしてください。

○ 事前にお子さんの様子について面談をします。面談日を電話でお伝えしますので、必要書類をお持ちのうえ、お子さんと一緒に保育園に来所してください。

4 利用承認

○ 利用申請後、利用日が決定した場合、「一時預かり事業利用承認通知書（第3号様式）」をお渡しします。

○ 利用承認後の利用取消は、「一時預かり事業利用取消申請書（第5号様式）」を提出してください。

5 利用料金の支払い

○ 非定型的保育・・・「納入通知書にて金融機関での支払い」「キャッシュレス決済支払いまたは利用当日に窓口で現金」のどちらかを申請時に選択してください。

○ 緊急・一時保育・・・利用当日、利用日ごとにキャッシュレス決済または現金でお支払いください。

＊利用可能なキャッシュレス決済については、保育園にお問い合わせください。

【必要書類について】

必要書類		非定型	緊急・一時
【A】面談時必要書類	緊急連絡票	○	○
	保険証・小児（乳幼児）医療証のコピー	○	○
	母子手帳	○	○
	一時預かり保育食事・健康状態記録票		○
	健康診断書	○	
	就労・就学証明書（自営の場合は自営を証明するもの）	○	
【B】減免の対象と必要書類	① 生活保護受給世帯の場合　「生活保護受給証明書」		
	② 市民税非課税世帯の場合　「同一世帯保護者全員分の市民税非課税証明書」		
	③ 年収360万円未満世帯の場合　「同一世帯保護者全員分の市民税課税証明書」もしくは「市民税非課税証明書」		
	④ 里親に委託されている児童の場合　「児童委託証明書」		
	⑤ 児童扶養手当受給世帯（ひとり親世帯）の場合　「児童扶養手当証明書」		
	⑥ ・第3子以降の児童 ・多胎児児童 ・兄弟姉妹の第2子児童 ・住民票の写しなど、利用児童が同一世帯と証明できる書類		

【お問い合わせ】

土橋保育園（宮前区保育・子育て総合支援センター内）

電話番号：044-855-2887　　受付時間：平日　9:00～17:00

住所：宮前区土橋２－１４－１　（東急田園都市線「宮前平駅」「鷺沼駅」から徒歩15分）